



環境影響評価審査書

名古屋市富田工場設備更新事業に係る環境影響評価準備書についてのも名古屋市環境影響評価条例第22条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

平成27年4月21日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市富田工場設備更新事業に係る環境影響評価の実施にあたっては、当該事業に係る環境影響評価準備書に記載されている内容を適正に実施するとともに、環境影響評価書の作成にあたり、以下の事項について対応が必要です。

1 予測・評価等に関する事項

(1) 全般的事項

ア 本事業の工事中において、事業予定地周辺で名古屋環状2号線建設工事が行われる予定であることから、当該工事関係事業者と綿密に協議、調整し、工事関係車両の適切な配車計画等を検討するとともに、環境保全措置を確実に実施すること。

イ 存在・供用時における環境保全措置について、予測の前提とした措置とその他の措置が区別されていないものがあるため、予測の妥当性を十分に検証できない事例がある。したがって、予測条件を適切に記載するとともに、予測の前提とした措置が明らかとなるよう表記を見直すこと。

(2) 大気質

ア 事業予定地南側の中高層住宅を含む住宅地域において、建設機械の稼働により二酸化窒素濃度の予測結果が名古屋市の定める環境目標値と同等の値となっていることから、排出源（煙源）位置等の予測条件の設定によっては環境目標値を上回る可能性がある。したがって、予測の不確実性を考慮した上で、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努めること。

イ 施設の稼働による大気質への影響について、計画施設の排出ガス濃度を既存施設より低く設定しているものの、排出ガスの処理方法の詳細は未定となっている。したがって、事業計画を具体化する段階において十分に検討を行い、適切な設備を導入することにより、予測条件として設定した自主管理値の濃度を遵守すること。

ウ 工事関係車両及び施設関連車両の走行ルートにおいて、現況調査結果

で二酸化窒素濃度が環境目標値を超えた値となっている地点がある。このことから、工事関係車両及び施設関連車両について、低公害車の導入等の措置を検討し、環境負荷の低減に努めること。

(3) 騒音

建設機械の稼働による騒音の予測において、中心周波数別音圧レベルの設定方法を整理した上で、適切な値を用いて予測・評価等を行うこと。

(4) 振動

建設機械の稼働による振動について、事業予定地周辺では感覚閾値である 55dB 以上になると予測される地域がある。このことから、事業予定地周辺の住民等に対して事前に工事内容を説明するなどの措置を講ずるとともに、苦情等が寄せられた場合には適切に対応すること。

(5) 土壌

土壌調査を行わなかった範囲も掘削する予定となっていることから、事業計画の具体化に伴い予測条件を見直すとともに、必要に応じて予測・評価等を行うこと。また、事業予定地周辺では土壌汚染及び地下水汚染が報告されていることから、調査により新たな汚染が見つかった場合には、関係法令等に基づいた適切な対応を行うこと。

(6) 温室効果ガス等

ア 施設の供用により、既存施設と比較して温室効果ガス排出量が年間約 4,200t-CO₂ 増加する予測結果となっている。当該予測結果を踏まえ、より高い発電効率が期待できる廃棄物発電の導入、焼却に伴う排熱の有効利用等を積極的に行うことにより、温室効果ガスのさらなる排出抑制に努めること。

イ 温室効果ガスの評価において、ごみ焼却に係る発電等による低減率や既存施設に対する増減率等の数値のみしか示されていない。したがって、温室効果ガス排出量が既存施設と比べて増加するという予測結果を踏まえ、計画的または長期的な排出量削減の観点や、ごみ処理事業全体の取組み等も含めた評価を行うこと。

2 その他

(1) 本事業の実施にあたっては、市民の理解と協力が得られるように、環境影響評価手続において寄せられた市民等からの意見や疑問点を十分に把握し、丁寧な説明等に努めること。

(2) 騒音及び振動の予測結果等の記載について、環境基準等との整合性のみならず当該事業の実施による増加分も把握できるような表記とすること。

- (3) 記載内容の誤りは予測結果等の信頼性に関わるため、誤りについては適切に修正すること。また、修正に伴い、予測・評価等がどのように変わったのかを明らかにするとともに、予測の前提とした施工方法を具体的に記載するなど、市民にわかりやすい図書となるよう十分に配慮すること。